

NEWS LETTER

2011年11月号 (No.159)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

事前の対応で、会社をリスクから守ろう！

●中小企業金融円滑化法が期限切れ！？

リーマンショック後の中小企業者等の資金繰り悪化を改善する事が目的で制定された中小企業金融円滑化法は、平成24年3月31日で廃止となる予定です。この法律は、金融機関は中小企業者等からの貸付条件の変更等の申込みにも、基本的に応じるよう努めるといふもの。廃止後は、金融機関の姿勢が厳しくなる可能性があります。

また、現状では経営に問題がなくても、得意先の倒産などの外的要因から、突然経営難におちいる可能性もあります。

事前に対応策を検討しておくとう安心ですね。

●穴埋めが大変な売掛金の貸倒れ

例えば、原価率70%の会社で、100万円の売掛金(売上)が、得意先の倒産で貸倒れたとしましょう。この損失を穴埋めするためには、新たに100万円の利益(経費差引後)を稼がなければなりません、それにはいくらの売上が新たに必要となるでしょう？



以下の式で計算することができます。

$$100 \text{万円} \div (1 - \text{原価率}) = (\text{必要な}) \text{売上高}$$

この会社の場合は、新たに333万円の売上が必要になります。取り返すのは容易ではないですね。

●経営セーフティ共済(倒産防止共済)の活用

この制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しており、取引事業者の倒産を受けて、連鎖倒産や経営難におちいることを防止するための共済制度です。平成23年10月に制度が改正され、払い込める掛金の上限が広がりました。

【1. 加入資格】

- ①1年以上事業を行っている会社・個人事業主
- ②資本金及び常時使用する従業員数で一定要件を満たす会社・個人事業主

【2. 掛金について】

- ①払い込んだ金額の全額が経費(個人の場合、不動産所得の経費にはなりません)
- ②月額5,000円~20万円の範囲で選択
- ③掛金の前納が可能
- ④掛金の払込限度額800万円

【3. 共済金について】

要件①取引先が倒産したこと(夜逃げ等は対象外)

条件①融資額は、回収不能の売掛金・前渡金の額と掛金総額の10倍の金額のいずれか少ない額(上限は8,000万円)

- ②無利子(ただし、貸付額の10分の1の額が、払い込んだ掛金から控除されます)
- ③返済期間5年~7年(6ヶ月は据置)
- ④無担保・無保証人

【4. 解約手当金について】

共済契約の解約には①任意解約、②みなし解約(会社の解散、事業主の死亡など)、③機構解約(掛金の滞納や不正行為など)の3つがあります。解約までに、掛金納付月数が12ヶ月以上であれば解約手当金として、掛金総額×以下の率を乗じた金額が支払われます。

掛金納付月数	任意解約	みなし解約	機構解約
1ヶ月~11ヶ月	0%	0%	0%
12ヶ月~23ヶ月	80%	85%	75%
24ヶ月~29ヶ月	85%	90%	80%
30ヶ月~35ヶ月	90%	95%	85%
36ヶ月~39ヶ月	95%	100%	90%
40ヶ月以上	100%	100%	95%

解約手当金は、受け取った時点で法人の場合は利益、個人事業の場合は事業所得の雑収入となります。

詳しくは、担当者にご相談下さい。

(佐藤 卓也)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を配信しています。ホームページより登録ができます。